7　分割新会社の措置
⑴　募集株式の発行
分割新会社は、本件効力発生日から２ヶ月以内に、以下のとおり募集株式を発行する。
①　募集株式の種類：第３章第３節２⑴③に定める種類株式
②　募集株式の数：本件承継更生債権の総額を１株あたりの払込金額で除した数
③　募集株式１株あたりの払込金額：１株あたり１円
④　出資の目的：以下のとおり、金銭以外の財産を出資の目的とする。
ア　財産の内容　本件承継更生債権の全部
イ　財産の価額　本件承継更生債権の合計額
⑤　募集株式と引換えにする出資の目的である財産の給付の期日：本件効力発生日から２ヶ月以内の日で、分割新会社が別途定める日
⑥　増加する資本金及び資本準備金
ア　資本金　本件承継更生債権全部の２分の１相当額
イ　資本準備金　本件承継更生債権全部の２分の１相当額
⑦　募集株式の割当先：本件承継更生債権を有する者
⑵　剰余金の配当
分割新会社は、剰余金の配当を行わないものとする。
⑶　清算手続と残余財産の分配
分割新会社は、本章に定める会社分割により承継した資産及び契約関係の管理及び処分を速やかに行い、適時に解散をした上で清算手続において残余財産を分配するものとする。ただし、分割新会社は取締役等（補助者を含む。）に対して相当の報酬を支払う。
8　清算人の選任
分割新会社が解散したときの清算人は次のとおりとする。
清算人　新保　克芳
ただし、上記の者に事故があるときには、この者に代わり、以下の者が以下の順序に従い就任する。
上野　　保、髙井　章光、松村　昌人

第２節　株主の権利の変更
1　更生会社による全株式の取得と消却
更生会社は、本章第３節の定めに従って発行される募集株式に係る出資の履行がされた日（「募集株式効力発生日」という。）に、更生会社の発行済み株式48万株全部を無償取得し、同日、その全部を消却する。
2　資本金の額の減少
⑴　更生計画認可後の資本金の額の減少
更生会社は、その資本金の額２億4000万円のうち１億4000万円を減少する。ただし、その減少の効力は、更生計画認可決定日において生じる。
⑵　スポンサーからの出資時における資本金の額の減少
更生会社は、前記⑴の資本金額の額の減少をした後の資本金の額１億円全額を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
⑶　スポンサーからの出資後における資本金の額の減少
更生会社は、本章第３節の定めによる募集株式の発行により増加した資本金の額２億円のうち１億円を減少する。ただし、その減少の効力は、募集株式効力発生日の翌日において生じる。

第３節　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。
①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：５万円
③　募集株式の数：8,000株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定確定日から１ヶ月以内で管財人が定めた日（ただし、管財人が裁判所の許可を得て異なる日を定めたときは、当該定めた日）
⑤　増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項：
増加する資本金の額２億円
増加する資本準備金の額２億円
⑥　募集株式は、Asahi Lite Holdings Limited（本店所在地Unit 1001, 10/F., Infinitus Plaza, 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong。）に割り当てる。ただし、管財人が裁判所の許可を得たときは同社の完全子会社に割り当てることができる。

第４節　配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第５節　株式の譲渡
取締役会は、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、東京地方裁判所の許可を得なければならない。

第６節　定款の変更
更生会社は、定款の一部を別表10「定款変更表（更生会社）」記載のとおり変更する。ただし、定款第６条の変更は、募集株式効力発生日に効力を生ずるものとする。
認可決定後の更生会社の本店所在地は、以下のとおりである。
福井県鯖江市下河端町47号26番地

第７節　役員の選任
1　役員等の選任
更生会社の従前の取締役、監査役は、更生計画認可決定の時に退任する。更生計画認可決定後の更生会社の役員を次のとおりとする。
⑴　取締役
酒井　順二
𠮷　𠮷　翔（社外取締役）
曹　根　庭（社外取締役）
佐藤　公春（社外取締役）
⑵　監査役
加藤　正憲
2　代表取締役の選定
次の者を代表取締役に選定する。
福井市風巻町12丁目11番地１
酒井　順二
3　取締役、監査役の任期
前記の取締役、監査役の任期は、更生計画認可決定日から１年、又は、更生計画認可決定日から１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までのいずれか短い期間とする。
4　役員等の変更、補充又は増員
前記３の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、東京地方裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。ただし、変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。
前記３の任期内に更生手続が終結した場合には、別表10「定款変更表（更生会社）」における変更後の定款及び会社法の規定による。

第８章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１ないし10　省略

東京地方裁判所民事８部

平成２５年（ミ）第１号
東京都港区高輪２丁目15番21号
更生会社　小野ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の骨子
第１節　更生計画の基本方針
更生手続開始後、子会社等についてはそれぞれ新たな株主を得る等して事業を継続することとなり、小野グループに属する各社に対して経営指導等を行うという更生会社の事業については、これを継続し、又は当該事業の譲渡等により他の者が継続することを内